

犯罪被害者等に関する 人権問題



犯罪被害者等支援

誰もがある日突然、犯罪に巻き込まれ被害者となつてしまつ可能性があります。決して他人事ではありません。

犯罪被害に遭われた方やその「家族・ご遺族（以下、「被害者」という。）」の多くは、犯罪そのものによる被害のみならず、精神的なストレスや心身の不調に加え、捜査や裁判等による時間的制約や思わぬ経済的負担、周囲からの配慮に欠ける言動や心ない誹謗中傷など、様々な二次被害に苦しまれています。

しかしながら、これらの問題は、被害者だけの力で解決することは難しく、多くの社会的支援が必要となります。

そこで、私たち一人ひとりにできることは、被害者の置かれた現状を十分に「理解」し、被害者の心に「寄り添い」、被害者が望むときに「支えていく」とです。

被害者が、一日も早く、住み慣れた地域で、平穏な生活を取り戻していくために、身近に暮らす住民が率先して支援の輪を広げなければなりません。そして、すべての人人が安心して暮らすことができる『犯罪のない明るい地域社会』を作つていきましょう。

熊本市犯罪被害者等支援条例

理念

〔第3条〕

- 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- 犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じて、社会から孤立することのないよう配慮し支援が行われること など

責務

〔第4、5条〕

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 市の責務 | • 支援策を策定し総合的・計画的に実施する |
| 市民・事業者の責務（努力義務） | • 犯罪被害者等が置かれている状況等を理解する |
| | • 二次被害が生じないように配慮する |
| | • 勤務環境に配慮する（事業者） など |

支援等

〔第8-14条〕

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| • 相談及び情報の提供等 | • 経済的負担の軽減 |
| • 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 | • 個人情報の取扱いについての配慮 |
| • 居住の安定 | • 市民及び事業者の理解の促進 など |
| • 未成年者への配慮 | |

熊本市では、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族が1日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう支援するため、令和5年（2023年）9月に「熊本市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。本条例の理念に基づき取組を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※犯罪被害者等・犯罪被害に遭われた方や、
そのご家族・ご遺族

←詳しくはHPへ

